

別紙資料

1. 建設用地の用途が立つまでの活動経緯

おおよそ25年以上前から自治会館取得のために資金を積立ててきました。発端は、自治会発足当時、隣接自治会内にある会館を共同使用してきましたが、当地域と離れた使いにくさ、使い方や管理で共同使用上の不公平感があったことなどから、撤退して現在の形になり、併せて自前の会館を持つための資金積立てを始めました。

その後、資金が約〇万円になったことを受けて、2013年4月第42回総会より具体的取組みが始まり、約6年間にわたり、市へのお願いや協議、独自の調査や交渉などに取組み、総会などその都度報告をしてきました。今年に入り市への再依頼から可能性が現れ、互いの検討調査および確認の結果、建設予定地の用途が立ちました。

(2013年以降の詳細は、先月全戸配布の「ただいま考え中」第59号をご覧ください)

2. 現状と自治会館を持つことの意味など

○現在の活動上の課題 ⇨ これらの多くが解決できると考えます。

- ・各種資料（電子データ含む）や事務用備品が、個人保管や持ち回り、基準なく個人任せ、散逸危険性、保管内容の非共有、過不足可能性、非効率で、今後も量増加。
- ・ふれあいもみじ館の会議室（和・洋）や大広間を借用しているが、早い閉館時刻、少し狭い、使い勝手などの施設制約から、使用対象活動も限られ、自由度少ない。
- ・防災隊で合掌苑の会議室も借りていたが、老人施設で中止が続いている。
- ・会議作業などに個人宅や喫茶店利用など、様々な負担や相応しくない状況もある。

次頁へ続く

○期待される将来活動などと新たな負担

- ・過去と将来の各種資料保管と共有、現存備品の共有と新規充実で、効率化を図る。
- ・役員会など各種会議、少人数打合せ、サークル活動など、場所と使用時間帯の増。
(総会など多人数は、従前同様にふれあいもみじ館大広間を借用)
- ・日々運用と長期維持管理の手間や費用が発生。(年費用を従前の年積立額以内に)

自治会館を持てば、こんなことが！

- ▶賢く：自治会業務の効率化や備品等の管理体制向上 (資料や機材の共有)
- ▶備える：防災活動拠点機能の強化 (今発災したら、公園にテントだが)
- ▶つながる：もみじ館で不足する集会機能を補完、知識や笑顔の交差点
国際的な目標であるSDGsも視野に、自治会館の場を活用して、
自治会活動の発展と、人の出会いの場を築きましょう！

3. 自治会館の建設事業を着手か止めるか

今、私たちは重大な岐路にあり、この事業を「着手か、止めるか」を、まず皆様に確認することが必要と考えました。

- ・着手の場合は、活動がぶれないように自治会内部や市役所等の外部向けに、自治会としての意思をはっきり伝えるため、宣言を添えて今後の活動に役立てます。

小田急金森泉自治会館の建設事業着手宣言 (案)

私たちは自治会活動の更なる発展のために、これまでの悲願であった小田急金森泉自治会館の建設に向けた事業に着手し、いかなる困難をも克服して事業を完遂することを宣言し、これを以って自治会合意とします。

2021 (令和3) 年1月24日 小田急金森泉自治会会員一同

- ・止める場合は、資金が個々の現会員世帯に帰属するものでなく払い戻しはできませんので、活動への活用方法を別途考えることになります。

4. 事業着手の場合の当面予定など (使用開始までの長期予定は、次項を参照)

- ・広く意見を集め、適時迅速に事業を進めるため、新たな「実行組織」を設置し、これに実行手続き簡素化などのため、一定の裁量権を与える会則改定が必要です。
- ・先進事例視察やアドバイザー契約などの着手 (これに伴う積立金取崩し)
- ・会館の基本コンセプトを決めて「宣言」
- ・市の補助金制度を活用しますが、概要は次のとおりです。
建築費など事業費は、極めて大づかみの試算ですが、〇万円位です。
現在の積立金は約〇万円で、補助金は事業費の1/2で限度額は〇万円
なので、今後、使用開始までに〇万円位積立てる必要があります。

(事業費のうち補助金対象 ⇒ 建築工事、アドバイザー二期、設計管理、机椅子などの費用)

現在積立〇+今後積立〇=〇万円

補助金〇万円

5. 事業着手の場合の今後のスケジュール目安

注1. 以下は極めて順調な場合で、コロナで市の税収減により補助金事業は減速環境

注2. 年月の月は市の決まり ・ 枠なし年月は想定 ・ 内容は重要な節目

(町田市の「集会施設整備のためのガイドブック」などを参照して作成)

2021年1月	臨時総会にて「自治会館建設を進める宣言」を決議
2021年4月	定例総会（実行組織の設立と一定の裁量権付与）
この間	建物の基本方針（コンセプト）や内容検討 （参考施設見学など、会員意見集約、近隣説明、計画案まとめなど） 事業計画申請書（以下所定）の作成 （総会議事録、検討経過、実行組織体制、利用計画書、近隣説明報告書、過去2年の利用状況報告書、案内図・敷地図・土地等利用証明書類、施設機能と品質の整備計画書、資金計画書）
この間	市の登録アドバイザーの一期契約 （申請支援で、NPO 法人顧問建築家機構と自治会全部負担の契約）
2022年4月	定例総会（事業計画申請書内容の決議及び宣言）
6月	町田市への申請書類提出（毎年6月末が期限で、年1回）
この間	申請した細部積み残し事項の詰めや、次年度作業の事前準備
2023年3月	事業計画の市の承認（毎年3月末の年1回）
2023年4月	市の登録アドバイザーの二期契約 （設計者や施工者の選定支援、設計や工事に関する支援）
5月	建物の設計者を選定し、契約
この間	建物設計（基本設計・実施設計）
9月	市へ設計内容の確認依頼 ⇨ 審査3週間 ⇨ 設計内容確認書
この間	施工者候補に図面渡し、見積り受領後、施工者を内定 ⇨ 市へ補助金交付申請 ⇨ 審査3週間 ⇨ 補助金交付決定
10月	工事契約し、工事着工
この間	工事実施 補助金交付請求書の提出 補助金の交付
2024年2月末	工事完了届の提出 ⇨ 工事完了確認の実施 ⇨ 工事完了確認書
この間	施工者より建物引渡しを受ける 市へ実績報告の提出 ⇨ 審査 ⇨ 交付額決定通知書 設計者や施工者へ支払いし、領収書を受取る
3月末	市へ精算書の提出
2024年4月	使用開始